

土砂災害対策連絡会規約

(名 称)

第1条 本会は、土砂災害対策連絡会（以下「本会」という）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、近年多発する土砂災害から県民の生命を守るため、関係者が相互に意識を共有し、土砂災害対策に対する取り組みについて連携・強化していくことを目的とする。

(検討事項)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、当該年度における土砂災害対策アクションプログラムの実施結果について検証し、改善策を検討する。

(組 織)

第4条 本会は、学識経験者、国、石川県、県内各市町の建設担当部局ならびに防災担当部局、及び住民代表で組織することとし、詳細は別表による。

2 委員の追加・変更は本会の承認を要するものとする。

令和 7年3月31日

3 委員の任期は、平成32年3月31日までとし、必要に応じて任期を更新する。

(役 員)

第5条 本会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 本会には、副委員長を1名置き、委員長がこれを指名する。

3 委員長は、本会を代表し会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

5 事務局長は、本会の施策及び運営方針の立案し、会務を処理する。

(会 議)

第6条 本会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が不在の場合は、副委員長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 連絡会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 4 委員長は、必要に応じ地方部会を設置し、地域の課題検討などを付託し、その内容について連絡会への報告を求めることができる。なお、地方部会の規約は別途定めることとする。
- 5 会議は、原則、公開して行うものとする。ただし、議長が当該会議に諮って特に必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 本会の事務を処理するため、石川県土木部砂防課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、委員長が本会に諮って、定めるものとする。

附 則

平成26年10月	7日	施行	
平成27年	7月	1日	改訂
平成28年11月	24日	改訂	
令和2年	3月	19日	改訂